報告第３１号

各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉の報告について

各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

２３－９
各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉の報告について

報告事項及び調整結果［※］
(3) 次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。
ア 保育料
※保育料は、現行保育料の各階層最低額を基準とする。

	３歳未満児	３歳児	４歳以上児
第１階層	0円	0円	0円
第２階層	5,400円	3,000円	3,000円
第３階層	11,700円	7,000円	7,000円
第４階層	18,000円	13,500円	13,500円
第５階層	30,800円	22,000円	20,000円
第６階層	38,500円	24,000円	22,000円
第７階層	48,000円	26,000円	24,000円

イ 出産祝金
※出産祝金は、伊豆市に１年以上在住経過し、出産した者に支給する。支給対象は、第２子20,000円、第３子以降50,000円とする。

(4) 次の事務事業については、地域の実情を考慮し、合併時までに調整し新市において実施する。

ア 保育所・保育園事業

※保育所・保育園事業について、保育所数及び定員は現行のとおりとする。保育時間は平日・土曜日ともに 7 時 30 分から 18 時 00 分までとする。

イ 保育所・保育園の給食

※保育所・保育園の給食は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ウ 一時保育

※一時保育について、土肥町は、現行のとおり新市に引き継ぐ。修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町は、保育園の運営状況により実施する。

エ 子育て支援事業

※子育て支援事業は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

オ 放課後児童クラブ

※放課後児童クラブは、国又は県の定める制度に準拠し、現行のとおり新市に引き継ぐ。